

令和 2 年度事業計画書

自 令和 2 年 4 月 1 日

至 令和 3 年 3 月 31 日

我が国の経済状況は、新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）拡大の影響により大幅に下押しされており、厳しい状況に置かれています。回復を支えてきた内需のうち、個人消費はイベントの中止や自粛・外出の控えにより停滞に陥っています。労働経済分野における状況は、感染症の影響を受け観光・飲食・宿泊業等の事業を中心に臨時休業等の事業の継続に向けた緊急対応を余儀なくされる状況に追い込まれています。

感染症拡大により企業活動が縮小しているなか、香川県社会保険労務士会（以下「当会」という。）は、経営者及び従業員の方々に「新型コロナウイルス関係労働相談窓口」を延長して開設します。

昨年 4 月より働き方改革関連法が順次施行される現況にあって、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保、いわゆる同一労働同一賃金への対応など、企業における労務管理はますます具体的な対応を求められ、専門家としての社会保険労務士（以下「社労士」という。）による支援の必要性と重要性は一層高まるものと考えられます。

そのような状況のもと当会は、中小企業等における長時間労働是正、人手不足の緩和などにおける労務管理等の事業活動支援と国民の生活に深くかかわり、社労士として労働社会保険諸制度及び人事労務管理の専門家として、社会から求められる使命を果たすための活動を展開していきます。

社会的使命を果たすためには、全会員が社労士としての職業倫理観をより一層高め、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して公正な立場で誠実に業務を行う必要があります、社労士の職業倫理に照らし適切と考えられる行為を会員一人ひとりがしっかりと意識する必要があります。

更なる社労士制度の発展を図るため、全国社会保険労務士会連合会（以下「連合会」という。）と緊密な連携を図るとともに、香川県社会保険労務士政治連盟、全国社会保険労務士政治連盟と協力して次の各事業を推進します。

I 社労士制度推進に関する事業

労働及び社会保険に関する法令の円滑な実施を担う唯一の国家資格者としての使命を踏まえ、広く国民生活の向上に寄与するとともに、社労士業務の拡充・改善及び制度の更なる発展のため、以下の事業を推進します。

1. 働き方改革推進支援に関する事業

- (1) 働き方改革に関連する事項については、今後も企業にとって業種・業態・規模を問わず対応が必要になることから、社労士が業務として適正かつ円滑に支援していくための施策が適時に実施されるよう取り組みます。
- (2) 働き方改革の推進における社労士の役割等について、特に中小企業・小規模事業者に向けて情報発信を行います。
- (3) 連合会が働き方改革への取り組みに向けて、社労士が実務的なノウハウを習得し、個々の企業の実情に応じ、総合的な支援を行う能力を養うことを目的に実施している働き方改革実務セミナーの案内を行い参加を促します。
- (4) 働き方改革関連法の正確な理解促進を行い、的確な助言・指導に資することを目的として社労士研修システム（eラーニング）において、働き方改革関連法に関する解説動画を作成・配信していることを周知し、視聴することを勧めます。
- (5) 働き方改革と併せて、人材確保・定着に関する事項についても、企業にとって対応が必要となることから、必要な施策が適時に実施されるよう、連合会と連携して検討するとともに支援します。

2. 事業開発に関する事業

会員の業務の拡大・改善を図るため、継続的に以下の事業を推進します。

- (1) 企業経営における労務コンプライアンス状況や人材配置の適正性に関する「経営労務監査」業務を社労士業務として確立するための検討を連合会と連携して行います。
- (2) 経営労務診断については、ノウハウの蓄積によって経営労務診断の付加価値を高めるとともに、連合会が運営する経営労務診断を利用した企業が、適正な労務管理に取り組む企業として社労士が認証する制度（社労士診断認証制度）を周知し実施します。
- (3) 労働条件審査については、公共事業入札企業の労働者の健全な労働条件確保のため、国・地方自治体等が行った好事例等の情報提供を行い、制度の改善及び普及促進を行います。
- (4) 連合会が従前より事業展開を進めている医療・介護・建設・保育業等の各分野における業域拡大を目的とした、研修・広報等の各種施策について、連合会と連携して改善を図るとともに、他の分野についても、政策動向や中小企業・小規模事業者の実態を注視し、事業展開の可否を判断した上で、検討を行います。

(5) 労務コンプライアンスや働き方改革に取り組む企業を支援するため、令和2年4月より社労士が企業を診断し認証マークを発行する社労士診断認証制度を連合会と連携して、取り組みに必要な情報提供を行います。

3. 社労士総合研究機構（以下「社労士総研」という。）に関する事業

社労士総研が行う調査研究成果等の発表や報告について、速やかに会員に情報提供するとともに必要な施策や事業に協力します。

4. 社労士会労働紛争解決センター香川（以下「解決センター」という。）に関する事業

(1) 解決センターの利用促進を図るため、インターネット等を活用して解決センター、総合労働相談所（以下「相談所」という。）及び社労士会中小企業経営労務支援センター（以下「支援センター」という。）に関する広報活動を行います。

(2) 相談所と支援センターで受け付けた相談であっせんによる解決が望ましい相談は、解決センターでのあっせんにつなげることができるよう連携強化して、あっせん手続きの活用を推進します。

(3) 特定社労士のスキルアップに必要な研修を行います。

5. 中小企業支援に関する事業

(1) 中小企業の事業活動を支援するため、株式会社日本政策金融公庫（以下「日本公庫」という。）等と連携を推進し、各種セミナーを行うとともに、中小企業からの人事労務管理に関する相談に適切に対応します。

(2) 中小企業支援に関する香川県弁護士会との連携について推進します。

6. 関与率向上に関する事業

(1) 県内の社会保険適用事業所における社労士の関与率について実績を情報収集しながら、随時、必要な改善策を検討します。

(2) 厚生年金保険新規適用事業所情報を希望する会員に提供します。

(3) 社労士診断認証制度を利用した活動を支援します。

7. 業務侵害行為の防止対策に関する事業

社労士制度推進月間等の機会を活用し、業務侵害行為に対する注意喚起を行います。

(1) 社労士法に違反する業務侵害行為、又は侵害する恐れのある行為に対しては、常に情報収集し、厳正かつ適切に対処します。

(2) 行政機関、労使関係団体及び士業関係団体等に対して注意喚起を行い、業務侵害行為発生の未然防止を図ります。

(3) 社労士（社労士法人の社員を含む。）及び事務所職員の名札着用について、引き続き徹底を促し、行政機関等の窓口での非社労士

排除プレートの掲示とともに業務侵害行為に対する予防効果を高めます。

(4) 四国税理士会香川県支部との定例協議会を実施します。

8. 電子申請の促進に関する事業

「デジタル・ガバメント推進方針」による行政サービスの改革が進められる中、社労士による電子申請利用促進に向けた以下の取り組みを実施します。

(1) 当会ホームページ（「社労士の電子申請」）にて、電子申請関連、マニュアル等の情報提供を行います。

(2) 労働局との連絡協議会等で社労士が担う電子申請利用促進策等について提言、意見交換を行います。

(3) マイナンバーを記載する届出等に係る安全措置の観点においては、電子申請による届出等が有効であることから、社労士による電子申請の安全性について積極的に広くアピールします。

(4) 依頼があれば会員事務所を訪問し電子申請の設定等をサポートし、社労士が着実に電子申請に対応できるように支援します。

9. 情報セキュリティ対応に関する事業

(1) 当会事務局、会員事務所における情報セキュリティに関するインシデントの未然防止等、情報セキュリティ対策強化を図るため、連合会と連携して情報の収集及び周知を行います。

(2) マイナポータルの運用を含め、政府のマイナンバーに関する施策を引き続き注視するとともに、社労士個人情報保護事務所認証制度（SRPⅡ認証制度）を会員へ推奨すると共に認証取得促進を進めます。

(3) SRPⅡ認証制度を円滑に運営することで、社労士がマイナンバーを含む個人情報保護に十分対応していることを国民にアピールします。

10. 関係団体との交流に関する事業

社労士制度に対する理解と協力を得るため、労使関係団体及び士業関係団体等と積極的に情報交換し、交流を深めます。

II 社会貢献に関する事業

社労士としての社会的貢献を果たすため、以下の事業を実施します。

1. 街角の年金相談センター高松（オフィス）（以下「高松オフィス」という。）の運営に関する事業

(1) 今年度も引き続き県内の市・町や島しょ部、ショッピングセンター等への出張相談を実施します。

- (2) 街角の年金相談センター運営本部の指導に基づき、スキルアップやマナーの向上のため、また、個人情報保護遵守の意識を徹底させるための研修・能力確認を実施します。
- (3) 年々認知度が上がり、来所数、相談件数ともに多くなってきましたが、気軽に便利な街の年金相談所として、より多くの人々に利用していただけるように、広報活動を行います。
- (4) Web 会議・研修システムを活用した研修等に参加します。

2. 学校教育等に関する事業

- (1) 学生の社会保障及び労働に関する知識の涵養に貢献する社労士による学校教育を推進するため、引き続き厚生労働省及び文部科学省における社会保障教育に関する取り組みの情報収集を行うとともに、県・市・町の教育委員会等に働きかけます。
- (2) 社会保障及び労働に関する学生等の理解向上を目的に出前授業、就労支援として講師を派遣し、学校教育支援活動を行います。
- (3) 就労に関する基礎知識の習得を目的に就労支援として四国少年院等に講師を派遣します。

3. 成年後見制度への対応に関する事業

- (1) 高齢社会における喫緊の課題となっている成年後見制度の利用促進に関する政府の取り組みに貢献するために、他都道府県会と情報共有を行います。
- (2) 連合会から社労士による成年後見活動に必要な研修用教材等の提供を受けながら、「成年後見人養成研修」等に必要な研修を連合会等と協力して実施します。
- (3) 「一般社団法人社労士成年後見センター」の設立については、「特定非営利活動法人後見ネットかがわ」との連携を含めて、引き続き検討します。

4. 災害復興に関する事業

突発的に発生する自然災害について、被災状況を勘案のうえ適切に対応するとともに、東日本大震災による被災地域の復興支援事業について引き続き協力します。

5. 国・地方公共団体等における労働条件審査への取り組みに関する事業

- (1) 企業経営における労務コンプライアンス状況や人材配置の適正性に関する「経営労務監査」の手法を取り入れた「労働条件審査」を、国・地方公共団体等が公共事業入札企業の労働者の健全な労働条件確保のため実施する方策について、引き続き連合会と連携し

て検討します。

- (2) 連合会から公共事業入札企業の労働者の健全な労働条件確保のため国・地方公共団体等が行った好事例集等の情報提供を受け、制度の改善及び普及促進を行います。

6. 日本司法支援センター（法テラス）への協力に関する事業

日本司法支援センター（法テラス）の事業における社労士の専門分野に関する相談について、解決センター、相談所及び支援センターを紹介できるよう、より一層の連携を図ります。

7. その他の事業

- (1) がんをはじめとした病気の治療と仕事の両立を支援する事業に協力します。
- (2) 感染症の感染拡大に伴い「感染症関係労働相談窓口」を当会事務局において延長して開設し、経営者の方々並びに従業員の皆様からの相談に対応します。

Ⅲ 資質向上に関する事業

国民の信頼に応えるため、社労士としての品位を保持するための施策を講ずるとともに、専門家として必要な業務遂行能力を習得することを目的とした体系的な研修を連合会や地域協議会と連携して実施するため、以下の事業を行います。

1. 社労士の品位保持に関する事業

- (1) 社労士がその使命を果たすために欠かすことのできない、専門家としての職業倫理の徹底を図るため、また、倫理意識の更なる涵養を図るため、義務研修である「倫理研修」の受講率向上に向けた方策を講じるとともに、適切に実施します。
- (2) 連合会の倫理研修テキスト等の利用及び連合会社労士研修システムのeラーニングの受講を周知し、倫理意識の保持に努めます。
- (3) 国民からの苦情等に対しては、綱紀委員会及び苦情処理相談窓口で迅速かつ適切な対応に努めるとともに、苦情の実態を把握・分析し、さらに倫理意識を高めるための施策を検討・実施します。

2. 体系的研修の実施に関する事業

これからの職域を意識した新しい業務に関する研修など、社労士の使命を果たすための業務能力を涵養するとともに、専門性の能力担保として外部から評価され得る新たな研修制度の検討を連合会及び地域協議会と連携して行います。また、社労士研修システムの利用を促し、「働き方改革関連法研修」、人を大切にする企業づくりの有用性を経営者に伝える「人を大切にする人事労務管理研修」を、重点

的に連合会及び地域協議会と連携して実施します。

- (1) 連合会の研修計画の重点テーマの一つである対人スキル・マインドを中心とした「人間力向上研修」を連合会及び地域協議会と連携して実施します。
- (2) 社労士が補佐人業務を行うため、連合会から教材の提供等の支援を受けながら訴訟代理人との連携のあり方及び業務を行う上で留意すべき事項等を内容とする「補佐人研修」を行います。
- (3) 連合会が検討している、紛争解決手続代理業務に関する知識・能力の質的向上を図るための「紛争解決手続代理業務フォローアップ研修（仮称）」の詳細が決定次第実施します。
- (4) 新たに入会した会員が社労士として業務を行うにあたって必要な基礎知識を習得することを目的とする「新規入会者研修」や新たに開業した会員・開業を予定している会員が、開業者として業務を行うにあたって必要な知識、手法を習得することを目的とする「新規開業者研修」を実施します。
- (5) 「医療労務コンサルタント研修」、「医療労務コンサルタント研修フォローアップ研修」、「介護事業労務管理研修」及び「保育業労務管理研修」を連合会や地域協議会と連携して周知するとともに実施します。
- (6) 年金相談員の養成及び専門性の向上を目的として、「年金相談実務者研修」、「年金マスター研修」、「相談員研修」、「個人情報保護研修」及び「マナー研修」等の年金関連の研修を実施します。
- (7) 「安全管理研修」を実施します。
- (8) 紛争解決手続代理業務を行うために必要な学識及び実務能力を習得する「特別研修」に関する情報提供をします。
- (9) 連合会及び他県会による研修に参加します。
- (10) その他、各種法令等の制定・改正等に伴い、社労士業務に関する必要な知識を習得するための研修等を実施します。

3. 地域協議会及び都道府県会が実施する研修に関する事業

- (1) 地域協議会が実施する研修について、会員に周知し、積極的な参加を奨励します。
- (2) 近隣県会の会員が参加できる研修を実施するとともに、近隣県会の研修に当会の会員が参加できるよう働きかけ、研修機会の拡大を図ります。

IV 広報に関する事業

社労士制度を広く周知して知名度向上を図るとともに、国民に社労士の有用性の理解を深めてもらうために以下の事業に取り組みます。

1. 対外的な広報に関する事業

- (1) 連合会作成のPR動画の配信活用を行ったり、社労士業務広報用のポスター・チラシ等を行政機関やコミュニティセンター等へ掲示をしてもらうなど、恒常的に社労士制度の周知を図ります。
- (2) 年金や労働問題に関する無料相談会や社労士会セミナーを企画して、社労士制度の理解と社会的な信頼醸成の活動を行います。
- (3) 社労士が働き方改革推進の担い手であることを効果的に発信するため、連合会と連携して広報活動を行います。

2. 会員に向けた広報に関する事業

- (1) 毎年2回、当会の活動状況、事業の進捗報告、会員投稿等を掲載した「社会保険労務士かがわ」を発行し、会員及び関係諸機関に配布します。また必要に応じて臨時号を発行します。
- (2) メールマガジンを配信し、タイムリーな情報を提供します。

3. ホームページによる情報発信に関する事業

ホームページをリニューアルし、以前にも増して会員への情報提供に加え、当会の行事案内や活動紹介を行うなど、国民への広報の場としてもホームページを充実させます。

4. 関係機関・報道機関等との連携による広報に関する事業

- (1) 関係行政機関、日本年金機構、全国健康保険協会（以下「協会けんぽ」という。）及び労使関係団体等と相互に連携し、各機関が実施する諸施策に協力し、社労士の広報活動を行います。
- (2) 当会の事業活動に関して、広く地域社会に周知すべきものについては、プレスリリースを行い、報道機関の活用を努めます。また、報道機関からの取材等に対して、社労士の専門性を発信できる案件について協力を行います。

V 行政機関等との連携に関する事業

行政機関等と連携し、社労士の専門性を活かす分野において以下の事業を行います。

1. 四国厚生支局への協力に関する事業

- (1) 四国厚生支局が行う年金記録訂正審議会に対して、委員の推薦を行い、年金記録問題の解消に協力します。
- (2) 定期的に連絡会等を開催し、連携を強化します。

2. 香川労働局等への協力に関する事業

- (1) 長時間労働の是正、同一労働同一賃金の導入、仕事と子育て・介護・疾病等と両立可能な環境整備、時間や場所にとらわれない働き方などの働き方改革に関する施策に必要な協力をします。
- (2) 「香川働き方改革推進会議」の構成員として、「働き方改革」の実現に向けて取り組みます。
- (3) 香川地域両立支援推進チーム連絡会・長期療養者就職支援担当者連絡協議会の構成員として、治療と職場生活の両立支援及び長期にわたる治療等が必要な疾病を持つ求職者に対する就職支援事業に協力します。
- (4) 感染症拡大に伴う雇用調整助成金等の相談窓口への会員の派遣を行い国が実施している救済措置の事業に協力します。
- (5) 労働保険年度更新電子申請コーナーへの会員の派遣及び雇用保険電子申請アドバイザーへの会員の推薦により、電子申請の利用促進に協力します。
- (6) 定期的に連絡会等を開催し、連携を強化します。

3. 日本年金機構及び協会けんぽとの連携に関する事業

- (1) 日本年金機構四国地域部、年金事務所及び協会けんぽ香川支部と随時協議を行い、相互の連携強化を図るとともに社労士業務改善に積極的に取り組みます。
- (2) 日本年金機構四国地域部との連絡会議や年金事務所との定例打合せ会を通じて、年金事務所等における年金相談業務及び高松オフィスの運營業務の現状と課題等を協議し、当該委託事業の運営等を円滑に推進します。
- (3) 日本年金機構が実施している地域年金展開事業に協力し、香川県地域年金事業運営調整会議に出席します。
- (4) 協会けんぽ香川支部との連絡会を開催し、連携を強化します。
- (5) 厚生労働大臣が委嘱する地域型年金委員について会員を推薦し、地域年金事業運営に協力します。
- (6) 「年金の日」(11月30日)の事業に協力します。

4. 各省庁への協力に関する事業

- (1) 総務省四国行政評価支局が行う行政相談会等に会員を相談員として派遣します。また、総務大臣が委嘱する行政相談委員について、

社労士の委嘱を働きかけます。

- (2) 国土交通省が実施する建設業の社会保険未加入問題への取り組みについて、適切に対応します。
- (3) 農林水産省が実施する農作業安全に係る取り組みにおいて、農業法人等への労災保険加入促進など社労士業務に関連する分野について、適切に対応します。
- (4) 香川県が実施する感染症拡大に伴う協力金等の相談窓口への会員の派遣を行い、その救済措置の事業に協力します。
- (5) 香川県労働委員会主催の「無料相談会」へ相談員を派遣します。
- (6) 社労士による中小企業支援を展開するため、中小企業庁・日本公庫等との連携について、適切に対応します。

5. 社労士の活用要請に関する事業

- (1) 行政機関・団体等に対して、講師、相談員、アドバイザー等に社労士を活用するよう要請します。
- (2) 裁判所に対して司法委員、調停委員への社労士の登用を要請します。

VI 社労士法改正に関する事業

社労士法改正については、これまでの経緯を踏まえ、国民のニーズに応えるために必要な課題について検討し、新たな時代の社会のニーズに適切に応えるため社労士法制度の実現を連合会と連携して図ります。

VII 委託事業等に関する事業

厚生労働省、その他の省庁及び公的機関から連合会が委託を受け、当会に実施要請のあった事業及び当会が行政機関等から直接委託を受けた次の各事業について引き続き適正に推進します。

また、社労士制度の目的にかなうと判断できる事業について、委託入札等の募集があったときは積極的に取り組みます。

1. 年金事務所における年金相談業務に関する事業

年金事務所窓口における年金相談業務及び出張相談業務について、日本年金機構との委託契約に基づき、引き続き積極的に取り組みます。

2. 年金事務センターに関する事業

ゆうちょ銀行との委託契約に基づき、郵便局等での年金相談・セミナー開催について、引き続き積極的に取り組みます。

3. 医療労務管理支援事業への協力

香川県に「香川県医療勤務環境改善支援センター」が設置され、当会は、香川労働局の委託を受け、医療労務管理アドバイザーとして社労士を派遣します。

4. 中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業への協力

連合会が実施する、中小企業・小規模事業者等を対象にした働き方改革関連法の施行に伴う、中小企業・小規模事業者等が抱える課題に対して、技術的支援を行う事業に協力します。

5. 香川県外国人労働人材関係相談窓口支援業務への協力

香川県で外国人の雇用についての労務管理、その他労働に関する事項等に関して、事業者及び外国人からの相談業務に協力します。

VIII 各種事業

上記 I～VII の各事業に加えて、当会会員の業務の拡大と会務の円滑な遂行を図るため、以下の各事業を行います。

1. 当会の運営推進に関する事業

(1) 当会の運営推進のため定期、又は随時、必要に応じて次の諸会議を行います。

- ① 総会
- ② 正副会長会
- ③ 常任理事会・理事会
- ④ 部会・委員会
- ⑤ 支部長会

(2) 支部活動を支援します。

(3) 会員登録並びに特定社労士の付記及び社労士法人届出等、連合会への取次事務を適正に処理します。

(4) ホームページ、メールマガジン、定期郵送資料等を通じ、会員に対して会務の進捗状況その他必要な連絡、情報提供を行います。

(5) 苦情処理相談窓口を設置し、適切に運営します。

2. 災害対策に関する事業

今年度も香川県の司法書士会、土地家屋調査士会、行政書士会及び当会で構成する香川県四土業災害時支援協議会の幹事担当会として活動に参加し、災害時の県民支援に役割を果たせる対策等を検討します。

3. 社労士試験事務等の実施に関する事業

社労士試験に関する事業を連合会の指導のもと、適正に実施します。

4. 福利厚生に関する事業

- (1) 会員相互の親睦活動を推進します。
- (2) 会員の同好会活動を支援します。
- (3) 地域協議会の親睦活動に協力・参加します。
- (4) 連合会共済会の福利厚生事業に協力します。

5. 香川県 SR 経営労務センターへの協力に関する事業

香川県 SR 経営労務センターの事業に協力します。

6. その他の事業

- (1) 会員に対して社労士賠償責任保険の加入を奨励します。特に、行政機関、関係団体等に派遣する相談員、アドバイザー、講師等を当会が選任するときは、社労士賠償責任保険に加入していることを要件にします。また、情報漏えい保険（特約加入）についても奨励します。
- (2) 使用者賠償責任保険の加入推進を行います。
- (3) 社会保険労務六法、社労士法詳解、社会保険労務ハンドブック、実務相談及び社労士手帳等、社労士業務に役立つ実務書籍のあつせん、頒布に協力します。
- (4) その他必要に応じ事業を実施します。